
論 説

マリカ王女と
「ユカントール王子の遺産」——植民地期カンボジアにおける一王族の家族、
家計と子どもの養育について——

北川 香子

1. はじめに

本稿では、ノロドム Norodom 王（在位1860～1904年）の娘、マリカ Malika 王女（1872～1951年）に関する文書類を主な史料として、以下の事項を明らかにしていく。①20世紀前半の一カンボジア王族の妻たちと夫、子どもたち、父王、夫の母、妻の母とのあいだの関係と、家計運営の実態。②嫡子と庶子、王族と庶民、男性と女性の教育や財産、法律上の権利に関する、マリカ王女と大臣会議⁽¹⁾の認識。③マリカ王女と大臣会議が、フランスとの対比において、クメール民族やカンボジアの文化伝統をどのように位置づけていたか。④カンボジアの伝統法とフランス法のあいだに見られる、女性の権利・能力に対する意識の相違。

その目的は、これらの具体的な状況を検討することによって、フランスの植民地支配下で進行したカンボジア社会の「近代化」のなかで、女性の権利や能力に関する社会的認識がいかに変容したか、あるいは変容しなかったかを議論することにある。

カンボジア研究においても、和平が成立した1990年代以降、復興・開発援助の観点から、政治的・経済的に弱い立場にある人々、とくに女性や子どもの人権に対して関心が向けられるようになった。しかし歴史学の分野では、女性史や家族史に関する史料の収集と、それにもとづく実証的な研究は著しく遅れている。最大の阻害要因は情報の不足で、植民地期以前については、王族であっても、女性や

子どもの姿を史料中に見出すことは難しい。一方植民地期（1863～1953年）、とりわけ20世紀に入ると、王や大臣、高僧といった、王国の政治的中枢を占めるエリート男性以外の人々に関する文書史料もかなり残存するようになるが、これらについては未だ研究の手がおよんでいない。

マリカ王女もその1人で、女子教育のためのマリカ学校の創設、カンボジア古典文学『カーケイ Kaki物語』の編纂出版、歴史教科書編纂などの業績を残しているにもかかわらず、人物としてはほとんど知られていない。その結果、『カンボジア歴史辞典』[Corfield and Summers 2003] に「マリカ」の項はなく、古代から現代にいたる通史的なカンボジア女性史の構築を試みた『失われた女神たち』でも、女子教育に関連して、1911年12月11日のマリカ学校の創設が言及されるのみとなっている [Jacobsen 2008: 165]。ノロドム王に数多の王子・王女があるなかで、マリカ王女は父王の葬儀における重要な役割を担っており⁽²⁾ [Osborne 2008: 75]、王の嗣子と目されていた異母兄⁽³⁾ユカントール Yukanthor 王子（1860～1934年）の妻となったこととあわせると、特別に寵愛された娘だったのかもしれない。カンボジア理事長官ゴーティエ Gauthier（任期1943年3月2日～1944年11月9日）は、1943年8月31日付のインドシナ総督宛書簡で、「カンボジア王族に一般的な無気力さとは全く対照的に、その知性、教養、高潔な性格において傑出している」と、マリカ王女を評している [RSC-18667]。王女の夫のユカントール王子は、1900年のパリ万博に父王の名代として派遣された際に、フランスによる植民地支配を批判し、帰国できなくなったまま、ベルギー、シンガポール、バンコクを転々とし、1934年にバンコクで客死した（いわゆる「ユカントール事件」）。王女の母親のネアク・ムニエン・ブイエム Néak Mneang Phyeam (1850～1915年) は、コンスタンタン・ド・モンテイロ Constantin de Monteiro の娘といわれている [Khing 2014]。モンテイロ家は、旧王都ウドン近郊のポニエ・ルーに居住していたポルトガル系カトリック教徒の末裔の家系で、ヨーロッパ人の交渉を主に担当する高官として、歴代のカンボジア王に仕えてきた。さらに王女の娘のベンパス Pengpas

王女（1893～1969年）とピンピエン Pingpeang 王女（1894～1966年）は、植民地期にマリカ学校の教師を務め、独立後のカンボジア王国では、教育大臣等の要職に就いている [Corfield and Summers 2003: 320, 332]。

「ユカントール事件」後、マリカ王女と子どもたちはプノム・ペンに残った⁽⁴⁾。理事長官リショーム Richomme（任期1935年1月15日～1936年12月12日）は、1935年2月25日付のインドシナ総督宛書簡で、「ユカントール家」すなわち王女と娘たちのことを、「現在権力を持っている弟の家系〔シーソヴァット Sisowath家〕⁽⁵⁾に比べると、忠誠は不確かで、敵対と陰謀の活発な中心となっている」と評している⁽⁶⁾。一方で前述のゴーティエの書簡では、王女たちによる「絶え間ない辛辣な要求」が、決して政治的なものではなく、「彼らの物質的状況を改善することにのみ向けられている」と記している [RSC-18667]。

プノム・ペンの国立公文書館には、「ユカントール」や「マリカ」という語を含んだ表題のもとに整理された文書ファイルが少なくとも13点保管されており、その内容から、以下の5つのグループに分類できる：①彼らの自邸地所に関するもの [RSC-11965, 29556]、②「ユカントール王子の遺産」の分配・運用に関するもの [RSC-18667]、③彼らへの年金支給に関するもの [RSC-18667, 31146, 9101]、④「マリカ学校」に関するもの [RSC-11595, 7297, 31312, 1405]、⑤その他 [RSC-413, 33963, 36380, 35987]。これらの文書ファイルは、マリカ王女自身が主体となり、30年以上にわたって、カンボジア王、カンボジア王国行政府およびフランス植民地当局との交渉、すなわちゴーティエのいう「絶え間ない辛辣な要求」を重ねていくなかで蓄積されていったものであり、カンボジアの女性史、家族史研究にとっては、質的・量的に重要な史料群になると考えられる。なおマリカ王女の書簡は、①と③に1通ずつフランス語原文のものが確認されるが、それ以外は全てカンボジア語原文で、ローマ字でMalikaとサインし、感嘆符“！”を多用する文体が特徴的である。

2. 「ユカントール王子の遺産」をめぐる交渉の経緯

マリカ王女は「ユカントール王子の遺産」をめぐって発生した事

件と交渉の過程を、少なくとも 4 回、1915年 1月12日付王宛書簡、1917年 3月17日付インドシナ総督宛書簡、1921年 1月26日付王宛書簡、同年 2月21日以降作成の文書「ユカントール王子の遺産をめぐる経緯について」で、時系列に沿って詳細に説明している。この 4 通の内容は、表現にわずかな差異を含むのみで、大部分において共通している。以下はその要約である。

父ノロドム王が存命のころ、4人の子どもを養う責任を負ったマリカ王女に対し、「1901年の王の直筆の書付」で、「ユカントール王子の遺産の銀」と「マリカ王女自身の遺産の銀」、夫婦 2人あわせて4,800リエル（フランス語訳はピアストル、略号は\$）相当の銀の支給が許された。しかしプロシュ Bouloche 理事長官（任期1901年 6月 3 日～1902年 7月 17日）の命令で、これらの支給が停止された。

ドラモット Delamotte 理事長官（任期1902年10月26日～1904年 9月25日）が着任すると、マリカ王女はプロシュが銀の支給を停止させた件について問い合わせた。ドラモットは、プロシュの措置は、王女が「その銀を様々なカー Kar [物事]・ポリティック Politik [フランス語の politique, 政治, 駆け引き] に使うことを懸念した」ためであると説明し、4か月ごとに少額ずつ支給するよう命じた。

父王が亡くなって 7 日後、王宮のなかで集会があり、マリカ王女が「まだ全額が支給されていない件の銀」について新王シーソヴァットに話すと、王は「ノロドム王の直筆の書付」通りに処理すべしと言った。

父王が亡くなって 20 日後、ドラモットはマリカ王女を呼び出し、「2か月のうちにユカントール王子がプノム・ペンに来なかつたら！」、王女に王子との離婚を求めさせる⁽⁷⁾、王女が「庶民の〔王族ではない〕夫」を欲するならば自分が配慮する、離婚すれば、「ユカントール王子の遺産」の「古い銀〔父王が生前に分け与えた分〕」も「新しい銀〔父王の死後に分け与えられた分〕」も全てマリカ王女に与えると言った。マリカ王女が王子と

自分のあいだには4人の子どもがあると言うと、ドラモットは政府が彼らを養うと答えた。王女が承諾しないでいると、突然に王令が下り、父王の直筆の書付によってすでにマリカ王女に与えられていたはずの、「ユカントール王子の古い遺産の銀」2,400リエルと、「新しい遺産の銀」6,821リエル78セントの計9,221リエル78セントを没収し、「ユカントール王子の子どもの遺産」として、「王の庫」のなかで保管することとなった⁽⁸⁾。

モレル Morel 理事長官（任期1904年9月25日～1905年10月16日）が着任し、マリカ王女が「件の銀」の問題について訴えると、モレルは、「一番下の子どもが役立てることができる年齢になるまでの長期間、遺産の銀をただ保管しておくのでは利益がない、全額プロム・ペンのインドシナ銀行に預け、商人へ投資させよう」と言い、「ヨーロッパの習慣に従って、元銀は子どもの遺産として取り置き、利息はマリカ王女の利益にしよう」と言って、「4か月に1度利息を受け取る書類」を作るよう指示し、「王の庫の管轄者」であるピュジョル Pujol に手続きを命じた。しかしピュジョルが「この銀をインドシナ銀行に預けるのならば、ピュジョル氏の名前でせよ」と言ったので、王女は承諾せず、「理事長官は私の子どもの名前で投資の書類を作り、私が利息を受け取って、必要に応じて使うよう命じた」、「お前の名前にするというが、お前は私の子どもの何にあたるのだ」と言い返した。その後ピュジョルは、「遺産の銀を預けて投資せよ、投資しなければ、ユカントール王子の子どもたち〔王女の不利益になることなので、庶子を含むと思われる〕に遺産の銀を分配するよう王に申し上げる」と書いた書簡を王女に送った。王女は1905年5月27日の大臣会議で、「クマエ Khmaer [クメール] の国の法律では、死者の遺産のみが分配可能で、自分やユカントール王子のような生者の遺産の分配は許可されない」と王に申し上げた。これに対してモレルは、「誰にどれだけ分配されるのか金額を知りたかっただけである」と「言い逃れ」をした。

リュス Luce 理事長官（任期1905年12月29日～1911年7月26日）が

着任すると、マリカ王女は書簡を作成し、「ユカントール王子の遺産の銀」で貸家を購入し、その家賃を、子どもたちを養育する費用に充てたいと願い出た【詳細は第3章1節を参照】。

マリカ王女が家賃を得ると、「庶民の母親が生んだユカントール王子の子どもたち」が、家賃の分配を要求する訴えを起こした【詳細は第4章2節を参照】。

1916年に「王の書簡」を「偽造」した者があり⁽⁹⁾、「銀の主」であるユカントール王子および「遺産の主」に指名されている子どもたちに無断で、「王の庫」に保管されていた貸家の賃料が、フランス国債に投資された。マリカ王女はこれが「権力を用いた侵害」であるとして、インドシナ総督に訴えた⁽¹⁰⁾。総督がこの書簡をカンボジア理事長官に送付すると、ボードワンBaudoin理事長官（任期1914年10月22日～1927年1月20日）は王女に怒り、大臣会議に集合を命じた。大臣会議は1917年5月28日付理事長官の書簡187番に従って、同年6月18日に会議を開き、裁定の写しを王女に送ってきたので、王女はこれに朱筆を入れて返送した⁽¹¹⁾【詳細は第3章2節、第5章を参照】。

さらにその後、マリカ王女はフランス国の植民地大臣宛に書簡で訴えた。植民地大臣の命令を受けたインドシナ総督ロンLong（任期1919年12月10日～1920年12月20日）は、カンボジア理事長官に対し、「1915年9月1日の大臣会議の裁定通り」に決定するよう命じた⁽¹²⁾。これをレタンLétang理事長官代理（任期1920年12月6日～1921年2月21日）が王女に伝え、ボードワンの帰任を待つて決定する旨と、この件について王に報告する旨を告げた。ボードワンは帰任後、「家の書類」と「銀の貸借の書類〔フランス国債に関する書類〕」、銀の残りを王女に返還するよう命じた一方、「1915年9月1日の大臣会議の裁定」と「王の書簡」は「偽造である」として一か所にまとめ置き、「私〔マリカ王女〕が望んだようにはしなかった」。

最終的に、1921年6月21日付の王令17番によって、貸家の権利書類および国債の権利書類、「箱に残っている銀2,355リエル26セン」

を、「ユカントール王子の妻であり、この王子の子どもたちの母であるマリカ王女に返還すべし」と決し、「マリカ王女が自身で法律に則ってあらゆる種類の財産を管轄し、守り、利益を得て、自身とユカントール王子の母親、ユカントール王子とマリカ王女の王家〔いわゆる「ユカントール家」〕全体を誠実公正に守り続けていく」とことになった。さらに「この王家の死者の供養に関わるあらゆる種類の費用もまた、この財産から支出してよい⁽¹³⁾」、「将来、マリカ王女がこの財産を王家で分配するのが良いと判断した際には、各自の利益となるように公正に分配してよい」、「マリカ王女がこの王令に従つて行動しなかったら、不満のある王族はマリカ王女を法廷に訴え、法律に則って検証させることができる」と定められ、関係王族に周知された。その後、ユカントール王子は1928年10月5日付で委任状を作成し、バンコクからマリカ王女に送付した。マリカ王女は1930年4月12日付の王宛の書簡で、「ユカントール王子が書類〔委任状〕を作成し、あらゆる事柄の責任を持つ権限を私に与えた」ことを告げ、「シーソヴァット王が1915年9月1日付の大臣会議の裁可に従つて承認した直筆の書付の通り決定するよう」求めた。モニヴォン Monivong 王（在位1927～1941年）はこの書簡に、理事長官と大臣会議で審査するよう書き込んだ。大臣会議は1930年5月19日の会議で、王女の要求通りに裁可した〔RSC-18667〕。

3. マリカ王女の家計運営

（1）貸家経営

1921年1月26日付のマリカ王女から王宛の書簡によると、「中国人のロック・ヴェイ・ヒン Lok Vei Hin が貸家5棟を売りに出している」という情報を得た王女は、すぐさま理事長官宛の書簡を作成し、「ユカントール王子の遺産の銀」を使って貸家を購入し、元銀を「子どもの遺産」として取りおき、家賃収入を「自身と4人の子どもたちの生命を養うため」に使いたいと願い出た。これに対し、1907年2月5日付王令6番で、「ノロドム王がユカントール王子に与えた遺産の銀9,221リエル78セン」で「プノム・ペンの町のアルマン・ル

ソー Armand Rousseau通りとアンコール Angkor通りの角にある⁽¹⁴⁾「ロック・ヴェイ・ヒンの家 5 棟」を購入する許可が与えられ、購入費と書類作成費を返済した上で、賃料の半分を「ユカントール王子の子どもが生命を養い、衣服を買うための費用」とし、残り半分で「家の修理その他必要経費を支出し、あるいは元銀に繰り入れ、元銀を成長させる」こと、クロム・プレア・アラック Krom Preah Alakh (王の書記、庫の書記 [Fourès 1882: 191]) がこの貸家に関する全ての事柄を管轄し、ユカントール王子の子どもが成長した後に、貸家および貯蓄しておいた分の賃料を返還すること等が定められた。

実際の貸家の運営に関しては、1915年4月24日に作成された、「ユカントール王子の子どもへの遺産の家の賃料の収支簿」が残っている。それによるとこの家は、1907年2月21日に9,000リエルの価格で購入され、さらに書類の作成費用として621リエル10セン、火災保障費に150リエル、合計9,771リエル10センが支払われた。「ユカントール王子の遺産」の9,221リエル78センで不足する分の549リエル32センは、「古い王の財産の貸家⁽¹⁵⁾の残銀」からの借用が許可された。借用分は1907年12月14日に、同年の家賃収入731リエル86センのなかから返済されている。1911年の2月か3月に火災に遭い、1棟を残して焼失したようであるが、4月1日にマオンシエ Maonsier (フランス語の Monsieur) ・ドゥーピサン Dupisang⁽¹⁶⁾から火災保障費7,000リエルが支払われ、10月までに再建された。その際の賃金として、中国人のウン・セン Vung Sengに対し、4月20日に3,000リエル、7月31日に2,000リエル、12月7日に1,500リエル、1912年3月7日に500リエルが支払われている。また「家の修理費」として、1909年11月20日にオクニヤー・ピテアク・チャッカヴァット Oknha Pitheak Châkhaveath⁽¹⁷⁾に19リエル、1914年6月3日に中国人のイン Yin に19リエル20セン、「汚水を流す設備をつくる費用」として、1910年12月2日にインド人のタームルディー Tamrudir に112リエル50セン、「家に石灰水を塗らせた賃金」として、1914年10月26日にベトナム人のタウ Tav に13リエル、「家の石鹼薬」の代金として11リエル70センが支出された。定期的な支出は、毎月の「ユカントール王子の子どもも

たちの分」のほか、毎年150リエルの火災保障費、さらに地税として、1910年まで19リエル56セン、1911年以降は24リエル、1914年は28リエル80センが記載されている。以上を差し引いた1915年4月24日時点の残高は、4,002リエル56センであった〔RSC-18667〕。

(2) フランス国債への投資をめぐる争い

「ユカントール王子の遺産」が無断でフランス国債に投資されたというマリカ王女の抗議に対し、理事長官は1917年5月28日付書簡187番で、「法的 juridique・政治的 politique 双方の視点から」王女の主張の有効性を検討し、王に裁可をあおぐよう、大臣会議に指示した。同年6月18日の大臣会議は「法的 juridique」を「プラウ・トーラーカー Phluv Tolaka〔裁判の道〕」とカンボジア語訳し、「クラム・マラダック Kram Maradak〔遺産に関する法律〕⁽¹⁸⁾」の規定に則って、「生者の遺産を分配することはできない」と裁定した。

この裁定に関しては、マリカ王女は一貫して合意を表明しているが、フランス人植民地高官には理解されなかったようである。1921年1月26日付のマリカ王女から王宛の書簡には、同年1月13日に植民地大臣の命令を伝達する書簡を理事長官から受け取った際に、「私はユカントール王子の遺産の銀を分けて欲しいとは頼んでいない！」、「1915年9月1日の大臣会議で裁可された通りに、市場の家〔貸家〕の書類と賃料を私に返して欲しいと要求したのみである」と返信したところ、レタン理事長官代理から、「マリカ王女が書簡を作つて植民地大臣に訴えたから、植民地大臣が遺産の銀を分けるよう書簡で命じてきたのではないか」と問い合わせてきたので、「私はあの遺産を分けるように頼んでなどいない！」「1915年9月1日の大臣会議の裁可と王の直筆の書付に従つて欲しいだけである」と返信した旨が記されている。事実、マリカ王女が「1917年6月18日付大臣会議の裁定の写し」に加えた朱筆には、「私は（一度たりとも）その遺産を分けて欲しいと言つたことはない」という文言が、少なくとも3か所に認められる〔RSC-18667〕。

マリカ王女が遺産の分配を希望しなかった理由には、財産を細分

化させず、ある程度の規模を保ったまま運用する方が有利という判断もあったと考えられる。またこのような財産の運用方法は、当時のカンボジアの富裕な人々のあいだでは一般的であったと思われる。「ユカントール王子の遺産」をめぐる問題に最終的な決着をつけた、「1921年6月21日付の王令17番」には、「この遺産を分配するとなれば、ユカントール王子の父王からの遺産の財産である貸家5棟と投資〔国債〕の権利書を売るしかない」が、「この財産を分散させたり、短期間で使い尽くさせたりはしたくない」、「まとめ置いて守り、利益を増やしてやりたい」、「元の財産を取っておいて増やし、それぞれの割り当てに従って、この王族に分配してやりたい」という、王の意思が記されている〔RSC-18667〕。また筆者が先論で取り上げた高官アレクシス・ルイ・チュン Alexis Louis Chhun⁽¹⁹⁾の遺言状(1924年10月30日付)でも、プノム・ベンの「アンコール通りとフェジニー Fésigny通りの角に所在する2階建ての大きな家屋1軒〔本邸〕」と「ノロドム Norodom 河岸とフェジニー通りに所在する、16の大きな区画と10の小さな区画からなる貸家」を、「分配も売却もすべきでない、共有の財産のまととされる不動産」に指定し、後者の賃料の半分を相続人のあいだで分配し、残り半分を貸家の維持管理費および元銀の成長に充てることが定められている〔北川2009: 99–100, 102–103〕。

4. マリカ王女と家族⁽²⁰⁾

(1) マリカ王女とユカントール王子、王子の庶子たち

およびその母親たち

ユカントール王子には、マリカ王女が生んだ4人の子どもたち以外に、それぞれ母親を異にする、ニミントラヴォン Nimiroravong 王子(1880年生まれ)、カンタララック Kantararak 王子(1890年生まれ)、プラパパン Praphaphan 王女(1900年生まれ)の3人の子どもたちがいた。1905年4月30日付でマリカ王女が理事長官に送った書簡によると、王女が彼らの存在を知らされたのは、同年4月29日のことであつ

た。王女は1921年1月26日付の王宛書簡で、ユカントール王子が渡仏の際に植民地大臣に提出した名簿には、「妻は私1人、息子1人、娘3人、あわせて子ども4人」と記載されていたこと、「ユカントール王子は私とのあいだの4人以外に子どもはないと言った!」ことを記し、夫のユカントール王子が帰国できなくなり、父のノロドム王が死亡した後に庶子の名前が表に出てきたのは、「身分が低く、面目を満たしていない、庶民の母親から生まれた王族の子どもたち」が日々の王室費を受け取れるよう、「内外の政治を決する者〔カンボジア王国の大臣かフランス植民地高官、あるいはその両方〕がその権限をもって援助した」からであろうとし、「私は嫉妬するつもりも、恨みをはらすつもりもなかったので、黙って言いなりになっていた」と記している。

マリカ王女は自身とユカントール王子の関係について、1905年4月30日付理事長官宛書簡、1915年10月13日付大臣会議宛書簡、1921年1月26日付王宛書簡で、「真に法律を満たす夫と妻」であり、「禍福をともにし」、「財産をともにし」、「父をともにする」ことは、王子がフランスに発つ以前から「皆が知っていた」と表現している。最後の「父をともにする」はさておき、先の3つが当時のカンボジアにおいて一般的な夫婦観であったのか、マリカ王女独自の主張なのかは、現時点では判断できるだけの情報がない。しかし少なくともマリカ王女からすれば、まさにこの4つの条件ゆえにこそ、自分とユカントール王子の関係は、他の3人の妻たちとは別格であった。また1921年6月21日付の王令では、マリカ王女を「パタム Patham・ピエリイエ Pheariyea〔第1妻〕」、プラパパン王女とカントララック王子の母親を「ティエサ Teasa・ピエリイエ〔奴隸妻〕」と区別している。

プラパパン王女の母親であるニエン Neang・イム Imに関しては、一旦、1905年5月27日の大臣会議で、「大臣会議はこの女性とユカントール王子との離婚に関する情報を持たないので、マリカ王女に離婚を立証するよう促し、離婚が立証されなかつた場合には、ニエン・イムの子どもはマリカ王女の子どもと同等の権利を持つものとする」

とされた。その後、同年7月7日付の大臣会議から理事長官宛書簡268番によると、「マリカ王女の記憶」を「読み聞かせた」上でニエン・イムから聞き取り調査を行った結果と、彼女の身柄を預かっていた高官オクニヤー・ナリン・ニエヨック・ユウ Okñia Narin Neayok Yuvからの返信の書簡によって、ニエン・イムがユカントール王子の母親であるクン・パルティップ・ソダー・チャン Khun Phal tip Soda Chan の金の装身具を質入れしてしまったため、クン・パルティップ・ソダー・チャンは罰としてニエン・イムを3か月間鎖につなぎ、身柄をオクニヤー・ナリン・ニエヨック・ユウの家に送り返してしまったこと、以来ユカントール王子とニエン・イムのあいだには親交がなく、ニエン・イムを妻にしたいと希望する者があった場合は、彼女が質入れしてしまった品物の値に相当する銀をクン・パルティップ・ソダー・チャンに贈るという条件で許可されることが明らかになり、大臣会議は、「ニエン・イムの子どももはコーン・ダウム Kon Daum [元の子、後述する「クラム・マラダック」のルクレール Leclère 訳では先の結婚で生まれた子] である」と裁定した。「マリカ王女の記憶」を「読み聞かせた」とあるので、ニエン・イムはカンボジア語文の読み書きができなかったのかもしれない。現時点で彼女の出自は不明であるが、社会的地位が低く、自身の財産を持たない身であった可能性がある [RSC-18667]。

マリカ王女は1915年10月13日付の大臣会議宛書簡で、ユカントール王子の母親と、王子の庶子たちについても、「私はあらゆることで心配りをしてきた」と主張している。カンタララック王子については、以下のように記されている。「彼が13歳になったとき、当時は大臣会議場の廊下にあったノロドム学校に連れて行って学ばせた」、しかし「カンタララック王子は数週間で学習をやめ、私の言いつけに従わなくなった」、「ノロドム学校が大臣会議場の廊下で教えるのを止めると、コレ Kole [エコール École あるいはコレージュ Collège か]・M・ファンタエン Hvantaen [Fontaine⁽²¹⁾か] に学びに行かせ、自分の子どもと同額の食費を支出した」。その後、彼はプノム・ペンを出奔し、「カンボジア国の領土の外のシャムの地方 [バット・ダム

バーン]」に移り住み、現地の人々を扇動したので、王女は関与を疑われて「不快な思いをした」。彼がバット・ダムバーンの弁務官に捕えられ、プノム・ペンで収監され、刑期を終えて出てくると、王女は衣服と助言を与え、道具を買い与えて比丘として出家させた。3か月後に還俗して戻ってきた際にも、王女が衣服を全て買い与えた。その後、彼は官吏として教育省に勤務することを希望し、銀15リエルの月給で雇用されたが、「規定を守らず、品行が悪い」という理由で解雇された。そして「今日に至って、カンタララック王子は私を敵に回した!!!」、ゆえに「家賃の銀を分け与えることはできない！」。一方プラバパン王女に関するもの、マリカ王女は「心配りをしてきた」が、彼女が王宮から出奔し、ケータナーKettana王子を追ってバット・ダムバーンに行ってしまったことを理由に、「プラバパン王女が困窮しているというなら、ケータナー王子が全て世話をすべきである」とした。大臣会議は1915年11月23日付の王宛の書簡618番で、マリカ王女とその子どもたちと、庶子たちを対比し、品行の差を理由に、後者に貸家の賃料を分配する必要はないという判断を示した[RSC-18667]。

王女の書簡に自身の母親に関する言及がないのは、母親には自分の生活を支えられるだけの収入があったか、あるいは自明のことであったからという可能性が想定される。また本章第3節で触れるように、自身の4人の子どもたちに対しては、男女問わず、フランス語を始めとする高度な教育を与えたことを自らの功績とする一方で、プラバパン王女に対しては、どのような教育を与えたかを明記していない。おそらく特に配慮することはなかったのではなかろうか。現時点では、ユカントール王子の庶子たちのその後に関する情報はない。マリカ王女の娘たち、ペンパス王女とピンピエン王女が後に大臣等の要職を務めるに至ったことと比較すると、一夫多妻の王族の子どもたちの人生は、母親の身分、財産、能力や後見の有無に大きく左右されていたことが分かる。

(2) 「クラム・マラダック」に則った遺産の分配

庶子の存在を知ったマリカ王女は、1905年4月30日付理事長官宛書簡で、「ユカントール王子の遺産の銀」を分配する際には、「クラム・マラダック31条」に則るよう求めた。大臣会議は同年5月27日の会議で、「ノロドム王の遺言」と「クラム・マラダック31条」に則って、「マリカ王女から生まれた子どもたちはそれぞれ5、ユカントール王子が離婚した妻から生まれた子どもたちは1」の割合で分配すべしと裁定した。「クラム・マラダック31条」には、「コーン・ダエル・カウト・パーン・クニーア kaun dêl koeut phâng knéa〔一緒に生まれた、あるいは産んだ子、ルクレール訳では結びついた父母から生まれた子・最新の結婚で生まれた子〕」が5、「夫側あるいは妻側から来たコーン・ダウム」が1の割合で遺産を分配されること、ただし「コーン・ダエル・カウト・パーン・クニーア」が極めて幼かったり、「コーン・ダウム」が官吏を務めていたりした場合は、「コーン・ダエル・カウト・パーン・クニーア」が4、「コーン・ダウム」が2の割合で分配されること、また「コーン・ダウム」が末期の看病や葬儀に関連する様々な儀式等を行わなかつた場合には、遺産の分配を得られないことが記されている [Kram Maradak 1891: 20, Leclère 1898: 350–351]。「コーン」という語は、男女を問わず、「子ども」を意味する。したがって「コーン・ダエル・カウト・パーン・クニーア」にあたる「マリカ王女から生まれた子どもたち」と、「コーン・ダウム」にあたる「ユカントール王子が離婚した妻から生まれた子どもたち」の双方に王子・王女が含まれているが、それぞれの遺産の分配割合に、男女による格差は設定されていない。これはアレクシス・ルイ・チュンの遺言状でも共通しており、彼は「平等性と国内に普遍的な法律」に鑑みて、遺産の配分方法を決定したと記している [北川 2009: 100–101]。

王女が貸家を購入した数年後、1914年7月30日付で、プラバパン王女とカンタララック王子が理事長官宛に書簡を送り、「ユカントール王子の遺産」の分配を求めた。マリカ王女は1915年1月12日付で王に書簡を送り、「1905年5月27日の大臣会議」および「1905年7月

7日の大臣会議の裁定」通りに決定するよう求めた。これに対し大臣会議は、1915年9月1日の会議で、「1905年5月27日の会議の裁定」を覆さないという裁定を下し、分配される遺産は元銀6,821リエル78セントのみとして、以下に要約するような分配額を提示した。

ユカントール王子がマリカ王女とのあいだになした子ども4人は、1人あたり5の配分すなわち銀1,482リエル95セントを得る。4人あわせて5,931リエル80セントとなる。

ユカントール王子がニエン・チエン Chheanとのあいだになした子ども、カンタララック王子は、1の配分すなわち銀296リエル59セントを得る。

ニエン・イムとのあいだになした子ども、プラパパン王女は、1の配分すなわち銀296リエル59セントを得る。

ニエン・サー・エム Sa-Emとのあいだになした子ども、ニミントラヴォン王子は、1の配分すなわち銀296リエル59セントを得る。彼はすでに亡くなっているので、その子どものカントープ Kantaupとカンタン Kantangが、1人あたり半分すなわち148リエル29セント半を得る。

マリカ王女の才覚で生じた貸家の賃料は、元銀を返済し終わつていれば、マリカ王女が自分の4人の子どもを養うのに使う。ユカントール王子がマリカ王女以外とのあいだになした子ども〔の品行〕が正しければ、マリカ王女は半分を分けてやってよい。

プラパパン王女とカンタララック王子は、同年10月4日付の大臣会議宛書簡で、9月1日の大臣会議の裁定に対する不服を伝えた。マリカ王女もまた、10月13日付の大臣会議宛書簡で、彼らへの家賃の分配を拒否した。マリカ王女の子どもたち（ペンパス、ピンピエン、トーチ Tauch）は、11月9日付の書簡で、母親に一任する旨を大臣会議に伝えた。

大臣会議は同年11月23日付の王宛の書簡618番で、「クラム・マダック」は死者に関してのみ規定しており、ユカントール王子は存命中であるので、死者と同様に遺産を分配することはできず、王子

が帰国するか、死亡した時点で分配を決めるべきであることを確認したうえで、カンタララック王子とプラパパン王女の要求を却下した。とくに貸家の賃料の分配に関しては、以下に要約するような判断を示している。

カンタララック王子とプラパパン王女は、貸家の賃料に関して、「マリカ王女がどこから銀を調達してきて行ったことではなく、ユカントール王子の遺産の銀を使って行ったことであるから、ユカントール王子の子どもたち全員に同じように分けて欲しい」と言っているが、彼らはバット・ダムバーン地方とシエム・リエプ地方の庶民を蜂起させたり、王宮から出奔したりと「不法の行いをし、祖父王や父の名誉を守るような正しい行いをしていない」ので、彼らに与えるべきではない。一方「マリカ王女と4人の子どもたちは、祖父王と父親の名誉を正しく守るべく振る舞おうとする心を持ち、大勢の少女たちを教育して、王国の知的繁栄に貢献した〔マリカ学校のこと〕」ので、マリカ王女が子どもを養う費用としてのみ与えるべきである。

王はこれに、「大臣会議の裁可通りにせよ」と添え書きした。

その後、1917年6月18日の大臣会議で、「分配されるべき遺産」の額が、「1915年9月1日の大臣会議の裁定」に記された6,821リエル78センから、「1907年2月5日付王令」に記された9,221リエル78センに変更されたが、各自に配分する割合は、「1905年5月27日付の王令」に従うものとされた[RSC-18667]⁽²²⁾。

(3) マリカ王女の子どもたちの養育

マリカ王女は父王から遺産として受け取った2,400リエルなど、自身の財産を持っていた。王女の子ども、アレノ Aréno = ヘアン Heanh 王子は、1934年2月27日付の植民地大臣宛書簡で、自身の家族は「母方の祖母」に由来する広大な土地をトレアン地方に所有しており、その価値は2,000万フラン以上であると主張し、相当額の補償を要求した。これに対して作成された「ノロドム王の遺産相続権の移行について」という文書には、王女が「かつてトレアン地方の一部であつ

たター・カエウ地方のわずかな土地」を管理し、「そこから年に数十ピアストルの利益を引き出しているのみ」とある。価値の見積もりに隔たりはあるが、王女の母方の親族に由来する財産が存在したことが確認される〔RSC-18667〕。

1921年1月26日付王宛書簡でマリカ王女は、「ユカントール王子が私とともにカンボジアのなかにいたときも、私の側の財産を多く費やしていた」、「ユカントール王子がフランスからシンガポールに戻ってきたとき、私は自分の銀を送ってやり、何千リエルも費やした」などと、ユカントール王子のために王女自身の財産が使われていた事実があることを主張している。「ユカントール事件」後の子どもたちの養育に関する、「私が財産や金やダイヤモンドの装飾品を売り、衣服および生命を養い、芸術と2か国語〔カンボジア語とフランス語〕を教育する費用を賄った」、「〔貸家を購入して〕家賃を得る前は、私は私の財産だけを使っていた」、「私には4人の子どもを生かし養うに足る思慮があり、子どもたちに芸術を学ばせ、官吏として勤務できるよう支援した」と記す。その上でマリカ王女は、「クマエ〔クメール〕の国の法律も、様々な国の法律も、禍福とともに夫と妻は、同居して夫が養っていても、別居していても、子どもを養っている方に、差し障りなく財産を使う権限が与えられている」、ゆえに「ユカントール王子の財産は、法律に則って、妻である私が使うことができる、なぜなら私は4人の子どもを養っているからだ」と繰り返し主張する。1915年10月13日付大臣会議宛書簡でも、「私は4人の子どもの教育費用として、チエト Cheat〔民族〕・クマエの力に余るほど多くを支払っている」、「私には元銀を守る知識があり」、「ユカントール王子の元銀から生じた銀〔家賃収入〕だけを使った」が、「仮に私が元銀を使っていたとしても、罪にはならない」、「なぜなら法律によって、子どもたちを援助する権限を与えられているからだ」、「ユカントール王子の遺産の銀や財産については、法律によって、妻である私が子どもを養うために使うことが認められている」と、同様の主張が展開されている。すなわちマリカ王女の主張では、子どもを養育するのが夫であれ、妻であれ、そのための支

出は、双方あるいはいずれか相応の経済力を持つ者が担い、さらに子どもの養育のためには、妻も夫も、自身の判断でパートナーの財産を使う権限があり、それはカンボジアの法律のみならず、他の国々でも普遍的に夫と妻の双方に認められている権限であるのだということになる。一方大臣会議やフランス植民地当局が作成した文書中には、王女のこの主張に対する彼らの見解は特に示されていない[RSC-18667]。少なくとも大臣会議が反論していないのは、彼らにとって違和感のない主張であったからだと思われる。またフランス植民地当局は、このような判断は概ね大臣会議に一任していた。

ここで示したマリカ王女の主張には、その他にも注目すべき点がある。第1は王女の教育方針が、子どもたちが「官吏として勤務できるように」すること、すなわち従来の王族とは異なり、新しい時代に適応した給与生活者として生きていけるようにすることを目的としていた点である。さらにマリカ学校の創設は、娘たちに職場と収入、教育大臣という将来を与えることになった。「ユカントール事件」によって王位継承の可能性も、しかるべき地位や財産を持つ配偶者を得る可能性も奪われた王族の子どもたちを経済的に自立した大人に育てていくための方針として、極めて合理的な選択であったと評価できる。

第2は1915年10月13日付大臣会議宛書簡に記された、子どもたちの教育費として「チエト・クマエの力に余るほど多くを支払った」という一節である。ここから王女が自らをチエト・クマエの一員と認識し、チエト・クマエはフランス人に比して微力な存在であると認識していたことが分かる。さらに王女が教育に重きを置いていたことから、チエト・クマエとフランス人の優劣は、教育によって後天的に埋め合わせができることがあるのだという認識が根底にあったことが想定される。同様にマリカ学校が「王国の知的繁栄」に貢献しているという1915年9月1日の大臣会議の評価も、ここにいう「繁栄」の規範は宗主国フランスに代表される近代ヨーロッパであり、それに近づくためには教育の普及が有効であるという認識を王女と共有していると見ることができる。

5. マリカ王女と「ユカントール事件」

フランス国債への投資事件に関する1917年6月18日の大臣会議は、理事長官の指示の「政治的 *politique*」という文言を、カンボジア語で「プラウ・コル・リエチカー Reachkar・ポリティーケ〔フランス語で政治、駆け引きを意味する *politique*、全体であわせてポリティーケの政治的策略の道〕」と表現し、①ユカントール王子が先王ノロドムと現王シーソヴァットの帰国命令に背いて外国にいること、②彼がフランスで1900年に文章で発表した、「王とフランス保護国の政府を恨み争う心」をいまだ変わらず持ち続けているという情報があること、③妻であるマリカ王女は、プノム・ペンにいながら夫と考えをひとつにし、ずっと情報をやり取りしていること、④「夫婦と子どもたちは通常、あらゆる点において互いに助け合うもの」なので、政府は王女とその子どもたちを信用できないこと、⑤王女もまた、「王、保護国政府および王国政府に不誠実なことがしばしばあり」、人々を扇動して反乱を企てた罪で、1917年4月24日付王令31番によってカンボジア王国から追放されたマユラ Mayura 王子（1862～1918年、ノロドム王の息子）と共に謀したことなどを列挙し、それにもかかわらず、政府はユカントール王子とマリカ王女の必要に応じてあらゆる配慮をし、慈悲と寛大をもって、マユラ王子との共謀の罪も許しており、王女が総督宛の訴状に記したような「侵害」はないという判断を示した。

マリカ王女はこれに対し、以下のように朱筆で反論した。①に対しては、「私の父王は、〔ユカントール〕王子と何のポリティーケも行っていない」と記した。②に対しては、「ユカントール王子がフランス政府に敵対しているとフランス政府も判断しているならば、フランス政府がフランス国内でユカントール王子の身柄を拘束し、処罰するべきであった〔フランス側が法的に処罰できるような違反を王子は犯していないという意味か〕」と記した。③～⑤に対しては、「王、保護国政府および王国政府に対して、何ら不誠実なふるまいをしたことはない」、「私の書簡にあるように、マユラ王子とは意見が

あわなかつた」、マユラ王子との共謀疑惑は「偽書簡を作つて私を陥れようとしたもの」で事実ではなく、この点に関しては「すでに大臣会議で検証済みである」と釈明した。さらに大臣会議が否定した「侵害」について、「私が侵害と書いたのは、大臣会議の裁可に王が認可を与えた直筆の書付を没収し、私の財産を私に何も言わないで使つたこと〔国債に投資したこと〕である」と説明を加えた。さらに末尾には、「権力を持つ者がどのようにしたいか、どのように言いたいかは決したが、権力を持たない卑小な者は議論することもできず、権力を持つ者が全て正しいとする〔権力者の裁定を黙ってそのまま受け入れる〕しかないのか?」、「我々は権力を持たない人間であり、あなた方と合意すること、会議のこの裁定を受け入れて満足することはできない、私は合意しない」と朱書きされている〔RSC-18667〕。

大臣会議もマリカ王女も、カンボジア語文中で「ポリティーク」というフランス語の単語をそのまま使っており、これが当時のカンボジアにおいては翻訳しがたい概念であったことがうかがえる。王女は「裁定の写し」冒頭の「誠実に公正に法律とコル・リエチカ・ポリティークに従つて合議した」という部分に、「私はポリティークに関する知識は身につけていない、なぜならクマエの国は、これを教え諭す教師をいまだ任命したことがないからだ」という朱筆を加えている。またこの「裁定の写し」を受け取った旨を伝える1917年9月4日付の大臣会議宛の書簡でも、大臣会議は「プラウ・トーラーカー」と「プラウ・コル・リエチカ・ポリティーク」の両面から検討したというが、自分は「ポリティークの法律」については学んだことがないので知識を欠いており、「あらゆる種類のポリティークの事柄は、権力を持つ偉い方の思うままである」、「私自身は国の法律に則つて行動し、政治の道に従つて誠実に正しく、富み栄えるよう心配りするのみである」と記している。さらに1921年2月21日以降に王女が作成した、「ユカントール王子の遺産をめぐる経緯について」という文書の末尾は、「今後一切、私とポリティークはしないようにしてください」という文言で締めくくられている〔RSC-18667〕。

6. 女性の法的能力

——マリカ王女の自邸地所をめぐる争い

1912年1月18日付で作成された「マリカ王女学校に関する覚え書き」には、マリカ学校が「王宮の背後」の「彼女の住居のなか」に開設され、「教室が1つあり、19人の幼い生徒がカンボジア語の読み書きをしており、またアトリエが1つあり、9人の若い娘がカンボジア刺繡をしていた」と記されている〔RSC-11595〕。王女の自邸地所は、1904年6月に、プレイ・ヴェーン地方の裁判官であったブレア・ペアッカディ・ピエサー Préah Phéakdey Phéasa と、境界線をめぐって訴訟になっており、その際に作成された書類で、両者とともにマリカ王女の親類であるブレア・スダチ・プローム Sdach Prom という人物から譲られたものであったことが判明する〔RSC-11965〕。

その後、1922年10月20日付理事長官からプノム・ペン市長宛書簡によると、1919年にこの地所が芸術学校建設用地として接収された際に、マリカ王女と「他のカンボジア人たち」が所有権を主張し、1922年9月22日のサーラー・ウットー Sala Outhor (高等裁判所) の判決によって、王女の所有権が認められた。プノム・ペン市長は同年10月付（日にちなし）の書簡でこのことをマリカ王女に伝え、800ピアストルの補償金の支払いを通達した。1923年4月5日付のマリカ・ユカントール王女から理事長官宛の書簡（フランス語手書き、サイン付）によると、王女は同年1月23日に売渡証書にサインした。なお王女はこの書簡で、3月13日に理事長官が問題の決着を「月末まで」待つよう告げたことと、すでにその期日が過ぎていることを指摘して、早急な解決を促している〔RSC-29556〕。

しかしながらマリカ王女への補償金の支払いは、少なくとも1927年6月中旬まではなされていない。理事長官は同年5月28日付・6月15日付の証書、シーソヴァット王は6月2日付の証書を発行し、当該の土地は「1908年1月24日と1909年5月13日の王令によって譲渡された／賜った⁽²³⁾」ことにより、「ユカントール王子の妻であるマリカ王女自身のものとして所有されている／自身の財産である」

ことを証明した。両者の証書はこれに続けて、ユカントール王子が1901年にノロドム王によって国外追放に処されており、マリカ王女が「夫の許可を得ることができない」状況にあることに触れ、「夫が不在のとき妻が契約を結ぶ能力についてカンボジアの法律は沈黙している／クマエの法律には定められていない」が、マリカ王女の場合は、「夫の追放後の／1908年1月24日と1909年5月13日の王令」と「1922年9月22日のカンボジアの上訴裁判所すなわちサーラー・ウットーの判決」が、この2区画の土地に関する「彼女の所有権／マリカ王女が王から賜った土地の主であること」を確認しているため、王女が「あらかじめ夫の許可を得ておかないでも出廷する能力を持つ個人／夫の許可を必要としないで法廷に訴えることができる」と認められているとし、立ち退き補償金を受け取る資格があると裁定した〔RSC-29556〕。

カンボジア王国では、1920年にフランスの指導のもと、民法・民事訴訟法典が制定された。その第195条には、「妻は、その夫の許可を得たときにのみ、訴訟を提起し、および契約することができる」という規定がある⁽²⁴⁾。この文書ファイルには、マリカ王女自身の書簡は1923年4月5日付の1通しか含まれておらず、従来の「クマエの法律」ではなく、なおかつ女性の権限を制限することになる新法典の規定に対して、王女がどのような意見を持っていたのかは分からぬ。

7. おわりに

マリカ王女はカンボジア語に加えてフランス語を解し、作文することもできた。またカンボジアの法律に関する知識があり、法律の条文や過去の王令、大臣会議の裁定を論拠として、フランス植民地官吏やカンボジア王国の大臣を相手に自らの主張を展開し、議論する能力を身につけていた。インドシナ銀行への預金をめぐるやり取りを見るに、おそらくは当時のカンボジアの女性王族がそうであると思われていた以上に、金融取引に関する理解していたことが分かる。冒頭に挙げたゴーティエ理事長官の評価から、このようなマ

リカ王女の資質は、男女を問わず、カンボジア王族としても傑出した、特異なものであったと考えられる。王女自身が「私には4人の子どもを生かし養うに足る思慮があり」、「私には元銀を守る知識があり」と記しているように、王女が自ら誇り、頼みとするところでもあったのであろう。さらに王女は、父親や母親から引き継いだ、自身の財産を持っていた。「ユカントール事件」後の「ユカントール家」の家政は、国外にいたユカントール王子ではなく、明らかにマリカ王女の意思と判断によって運営されていたが、カンボジア側すなわち王女自身と大臣会議、王の文書のいずれにも、それを疑問視したり、咎めだてたりするような記述はない。当時のカンボジアでは、年齢、身分、能力、財力などの面から最適任者と判断されれば、家政を主導することに男女の別は問われなかつたと考えるべきである。

王女がなぜ学校を開くことにしたのか、それがなぜ女子校だったのか、王女がどのような女性教育の理念を持っていたのかは、現時点では明らかにされていない。ユカントール王子の子どもたちのうち男児に対しては、自分の息子と庶子の双方に教育の手配をしておきながら、女児に対しては、自分の娘たちには高度な教育を与えたのと対照的に、庶子には特に配慮をしていないらしい様子を見ると、たとえ王族でも、教育を与えられるべき女性とそうでない女性がいると考えていたのかもしれない。ただし、王女が娘たちに与えた教育と、その成果である娘たちの成長後の姿を見る限り、男性と女性とのあいだに知的能力の差があると考えていたとは思えない。さらに王女は、「チエト・クマエ」がフランス人よりも微力な存在であると認識していたが、同時に両者の優劣は、教育などの環境の違いによって生じた差異であるとも認識していたと考えられる。王女が書いた文章からは、同じ「クマエ」でも、生まれによって先天的に決定する王族と庶民の差異の方が、越え難い絶対的なものであると認識していたように読み取れる。また「クマエの国の法律」と「様々な国の法律」を対比してみせる議論、自身は「〔クマエの〕国の法律」に則って行動するのみであるという宣言からは、王女が「クマ

エの法律」はフランスを含む他の諸国の法律と対等の価値を持つ、あるいは持つとすべきであると認識していたことがうかがえる。古典文学の編纂出版、歴史教科書の編纂もまた、「クマエ」の文化や歴史を価値あるものとし、それを明示するための行動であると見ることができよう。

最後に、今回の分析により、「クラム・マラダック」が当時実際に効力を持っていたことも判明した。この法律では、少なくとも遺産に対する権利に男女の差ではなく、母親の立場によって差異が設けられている。カンボジア王と大臣会議は、「ポリティーク」に配慮せよという理事長官の指示を背景にした「1917年6月18日大臣会議の裁定」を例外として、ほぼ王女の主張に沿った裁定を下しており、「クマエの法律」に準拠すべしとする王女と、本来は判断の基準を共有していたことが分かる。ゆえに今後の課題として、「クマエの法律」とは著しく乖離した内容の新法典がどの程度の実効力を持ちえたのか、カンボジア社会に浸透し、家族や男女のあり方に関する意識を変えていくことになったのかなどの問題について、検討していくことが必要になる。

文献リスト

- Corfield, Justin & Summers, Laura. 2003. *Historical Dictionary of Cambodia*. Lanham. The Scarecrow Press.
- Fourès. 1882. Royaume du Cambodge, organisation politique. *Excursions & Reconnaissance*. 13, 168–211.
- Igout, Michel. 1993. *Phnom Penh, Then and Now*. Bangkok. White Lotus.
- Jacobsen, Trudy. 2008. *Lost Goddesses. The Denial of Female Power in Cambodian History*. Copenhagen. NIAS Press.
- Khing Hoc Dy. 2014. Notice biographique de Col de Monteiro. *Bulletin de l'AEFRK*. 19.
- Kram Maradak. 1891. (パリ国立公文書館所蔵 Indo-Chinois 206)
- Lamant, Pierre L. 1989. *L'Affaire Yukanthor. Autopsie d'un scandale colonial*. Paris. Société française d'histoire d'outre-mer.

- Muller, Gregor. 2006. *Colonial Cambodia's 'Bad Frenchmen'. The rise of French rule and the life of Thomas Caraman, 1840–87*. New York. Routledge.
- Osborne, Milton. 2008. *Phnom Penh. A Cultural History*. New York. Oxford University Press.
- Princesse Pingpéang Yukanthor. 1955. Etudes cambodgiennes. Personnalité de S.M.Norodom Suramarit. *Franco-Asie*. 113. pp.243–258.
- Leclère, Adhémard. 1898. *Les codes cambodgiens*. Paris. E. Leroux.
- RSC-413. 1920. *Envoi du prince Hean Yukanthor à l'École des Beaux-arts à Paris*.
- RSC-1405. 1930. *Le maintien d'une classe maternelle à l'École de la princess Malika*.
- RSC-7297. 1912–32. *Dossier personnel de Mlle. Keo Kath, institutrice auxiliaire en service à l'École Malika*.
- RSC-9101. 1935–43. Dossier du prince Yukanthor.
- RSC-11595. 1912. *Note rédigées par M.Henrie Russier sur l'École de la Princesse Malika à Phnom Penh*.
- RSC-11965. 1902–04. *Contestation d'un terrain sis à Phnom Penh entre Préa Thippedey Phéasa, Sophéa à Prey Veng et la Princesse Malika*.
- RSC-18667. 1904–34. *Dossier personnel de M.Norodom Yukanthor, Prince*.
- RSC-29556. 1922–27. *Affaire indemnité de dégumperissement de 800\$ du Princesse Malika Yukanthor pour 2 lots de terrain Nos. 103 et 104 de la feuille dite "du palais"*.
- RSC-31146. 1931–35. *Décision accordant à la Princesse Malika Yukanthor et à ses filles une pension annuelle*.
- RSC-31312. 1927–1928. *Renouvellement de bourses à l'École de la princesse Malika*.
- RSC-33963. 1924. *Déclaration de S.A.R. la Princesse Malika au sujet des paroles désobligeantes prononcées contre elle par le prince Phuanuvong (original et traduction)*.
- RSC-35987. 1938. *Correspondances au sujet de retour au Cambodge du prince Aréna Yukanthor et de la situation sa femme et fille, demeurent en France*.
- RSC-36380. 1934. *Demande de se rendre à Bangkok présentée par Melle Yukanthor*

Pingpah, institutrice à Phnom Penh.

- Tully, John. 1996. *Cambodia under the Tricolour: King Sisowath and the 'Mission Civilisatrice' 1904–1927*. Clayton. Monash Asia Institute.
- 傎谷祐之. 2016. 「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名——大臣会議の構成員を規定する王令を中心に——」 *Nagoya University Asian Law Bulletin*. vol.1. pp.58–68. 名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)
- 傎谷祐之. 2017. 「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴（2）」 *Nagoya University Asian Law Bulletin*. vol.3. pp.44–55. 名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)
- 北川香子. 2003. 「シソワット治世の「王田」と「王の池」——プノム・ベン 国立公文書館所蔵文書No.12603の分析」『東洋学報』 85-3. pp.1–31.
- 北川香子. 2009. 「元司法大臣アレクシス・ルイ・チュンの遺言状——フランス国立海外公文書センター所蔵文書INDO-RSC-00495の分析」『南方文化』 36. pp.89–107.
- 北川香子. 2018. 「マリカ王女の子どもたち——植民地期カンボジアの反権力」『専修人文論集』 102. pp.161–186.
- 坪内良博. 2011. 『バンコク1883年——水の都から陸の都市へ』 京都大学学術出版会.
- 三成美保. 2016. 「近代市民法の成立と女性の財産権——ドイツ法・フランス法・日本法の比較から」『女性から描く世界史——17～20世紀への新しいアプローチ』 勉誠出版.

註

- (1) 大臣会議については、傎谷祐之「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名——大臣会議の構成員を規定する王令を中心に——」を参照のこと。
- (2) 水銀を満たした棺のなかに2年近く寝かされていた王の遺体から遺骨を取り出した。
- (3) カンボジア王族の異母兄弟姉妹間での結婚の事例は複数見られる。たとえばマリカ学校と同時期に、同じく女子校スタロットSutharot校を創設し

たパガンガム Phangangam 王女（1874～1944年）は、異母兄スタロット王子（1872～1945年、ノロドム・シハヌーク Sihanouk の祖父）の妻である [Jacobsen 2008: 165, 178]。王族の異母兄弟姉妹間の結婚がどのような意味を持っていたのかに関しては、研究を欠くため、現時点では不明である。

- (4) 彼女らはユカントール王子と会うために、たびたびシンガポールやバンコクを訪れている。

(5) 以下〔 〕内は筆者による補注。

(6) 『ユカントール事件——とある植民地スキャンダルの検死解剖』では、王女が「ブノム・ペンに暮らして自由に陰謀を巡らせており、彼女の娘たちは他の王族の子どもたちと一緒に王宮の学校に通っている」と記している [Lamant 1989: 161]。シーソヴァット治世を扱った『三色旗の下のカンボジア』も、マリカ王女がユカントール王子、マユラ王子とともに反仏陰謀に関与していたこと、モニウォン王への王位継承に不満で、シーソヴァット王の葬儀に姿を現さなかつたことなどに触れている [Tully 1996: 200–208, 286–288, 301–302]。

(7) 1904年12月24日付のインドシナ総督から理事長官宛書簡704番には、同月5日付のシンガポール駐在フランス領事からの情報として、王子が数週間前にシンガポールを発ち、僧侶として「大寺院」に入るために、ペナン経由でコロンボに向かったことと、王子が出家を決意した理由は、王女に再婚の可能性が生じたためだという世評があり、事実王女は8月と9月に多数の書簡を王子宛てに送っていたことが記されている [RSC-18667]。

(8) 「ノロドム王の遺産相続権の移行について」には、ノロドム王の1904年3月22日付遺言で「王の相続人たる王子と王女のあいだで分配する」分とされた30万ピアストルを、シーソヴァット王の1904年5月14日付王令で分配した際、ユカントール王子に配分された9,221.78ピアストルは、王子が「外国に逃亡中」であったので「王の庫」に残し、後に特別の王令を出して、彼の子どもたちのあいだで分配すると定めたとある [RSC-18667]。

(9) 1921年6月21日付王令17番には、1916年10月13日の王令により、「フランスの政府への890フランの投資」を許可した旨が記されている [RSC-18667]。

(10) 1917年3月17日付書簡 [RSC-18667]。

- (11) マリカ王女は1917年9月4日付の大臣会議宛書簡で、8月30日に「1917年6月18日付第56回大臣会議の裁定の写し」を受け取り、朱筆で訂正を加え、サインした上で、同日中に送り返したと記している。彼女が朱筆を加えた部分とその内容は、1918年2月14日付の大臣会議から理事長官宛書簡76番に詳細に記されている〔RSC-18667〕。
- (12) 1920年6月28日付植民地大臣からインドシナ総督宛書簡810番、1920年10月6日付インドシナ総督から理事長官宛書簡1547番〔RSC-18667〕。
- (13) 収入の一部を葬儀や追善費用などに充てよという指定は、ノロドム王からシーソヴァット王に遺贈された「王田」に関する遺言状〔北川2003: 11〕、アレクシス・ルイ・チュンの遺言状〔北川2009: 102〕にも見られる。
- (14) 王宮近辺の街区。
- (15) ノロドム王は1872年までに、プノム・ペンの大通り沿いに100軒以上のレンガ造りのショップハウスを建設し、臣下や中国人商人に賃貸し、その後も家屋数を増やし続けていた。これがプノム・ペンの町の様相を大きく変容させ、都市の構造に大きく影響したといわれている。アレクシス・ルイ・チュンも貸家を持っていた。シャムでも1883年の『バンコク郵便家屋台帳』の分析から、王室や貴族が、当時建設が進行中の道路沿いに、投資の対象として建造したレンガ造りの貸家が、中国人、タイ人を問わず、幅広い借家人を受け入れながら、バンコクの都市形成において中心的な役割を演じてきたといわれている〔Igout 1993: 6、北川2003: 29、Muller 2006: 92、北川2009: 102、坪内2011: 38-43〕。
- (16) おそらくフランス人で、火元か保険業者の可能性が考えられるが、現時点では不明。
- (17) 王の身体の守護、家の建設、樹木や王宮の維持を担う、クロム・レアクサー・ブレア・アン Krom Reaksa Prea Ang 所属の官人〔Fourès 1882: 179〕。
- (18) 「クラム・マラダック」の前文には、1876年にオクニヤー・ピペアク・スオン・セット Oknha piphéak suon seth という高官が死亡した機会に、以後従うべき法として定められた旨が記されている〔Kram Maradak 1891: 1-3、Leclère 1898: 339-341〕。
- (19) ポルトガル系カトリック教徒の末裔といわれており、マリカ王女とも親交があった。

- (20) マリカ王女の文書では、「家族」に相当する単語は用いられず、個々人の立場を説明する、「夫」、「妻」、「父」、「母」、「子ども」という単語が用いられている。
- (21) 教師の名前。1880年にベルジエ Bergierとともにカンボジアの保護国学校 Protectorate School に赴任した [Muller 2006: 82–85]。
- (22) マリカ王女は1933年3月11日の王宮大臣宛て宛書簡で、「1915年9月1日付の大臣会議の裁定48番に従って決定することを許可したシーソヴァット王の直筆の書付」を理事長官が内務省から持ち出したので、それを取り返し、「マラダックの証拠」として内務省に再度保管するよう求めている [RSC-18667]。
- (23) スラッシュの前がフランス語文、後がカンボジア語文からの翻訳。
- (24) なお、フランスの1804年民法典（ナポレオン法典）にも同様の規定がある（第215条・第217条）が、例外として、夫が許可しないときや（第218条）、夫が禁治産者や不在のときは（第222条）、夫ではなく裁判官に許可を求めるという規定がある。この例外規定の一部がカンボジアの新法典では欠けているため、その点が「カンボジアの法律は沈黙している」として問題になった可能性も考えられる。以上、名古屋大学の傘谷祐之氏にご教示いただいた。

（学習院女子大学 国際文化交流学部国際コミュニケーション学科 教授）

Based the idea of a “united front,” which predated the first Taiwan Strait crisis of 1954–55, oversea struggle affairs were continuously expanded during the post-crisis years aiming at counterattacking the mainland. The Overseas Struggle Operations Team (Haiwai Gongzuo Zhidao Xiaozu 海外工作指導小組) set up around the Kuomintang in 1953 and the Liaison Committee set up in 1957 by military intelligence both formed the leadership in oversea struggle affairs, through which the Kuomintang and the military continued to intervene in diplomatic affairs during the post-crisis era, even after the second Taiwan Strait crisis of 1958.

The author’s analysis shows that such intervention, which resulted in two phases of institutional reforms, expanded under the guise of conducting oversea struggle affairs aiming at counterattacking the mainland. Then from the 1960s on, similar intervention by other agencies caused a weakening of the position of professional diplomats in international affairs, leading to the ROC’s political isolation from the world scene during the 1970s.

Princess Malika and the Management of the “Property of Prince Yukanthor”:
Household Economy and Bringing Up of Children in a Royal Family
in French Colonial Cambodia

KITAGAWA Takako

This article is an attempt to clarify the way in which Princess Malika (1872–1951), the daughter of Cambodia King Norodom (r.1860–1904), managed the household of the “Yukanthor Family” and brought up her children, based on the documents related to the Princess. Prince Yukanthor (1860–1934) is a Cambodian historical hero, known for his resistance to the French colonial regime, resulting in his exile, with such honors as a high school and a street named after him in the city of Phnom Penh, while Princess Malika is well-known for such achievements as the establishment of the first school for young women (École Malika) and the compilation and publication of works of Cambodian classical literature (the story of Kaki) and history textbooks.

Moreover, their daughter, Princess Pengpas (1893–1969), served as the minister of education under the post-independence monarchy. However, de-

spite such activity and fame, these two women have yet to be the subjects of any serious research; and not for any lack of source materials, for the National Archives in Phnom Penh presently holds at least 13 folders, containing several hundred individual documents, related to the “Yukanthor Family,” which consisted solely of the Princess Malika and her children, who lived in Cambodia after the exile of Prince Yukanthor and his death. The collection records over forty years of the family’s struggle to improve its living conditions through continual petitions to the authorities and replies issued by both the Cambodian and French colonial powers that be.

In the process we find, for example, the Princess’ ideas about educating her children, providing them with the highest levels of education possible, including French lessons, regardless of their gender. In more general terms, the Princess, perceiving that the Khmer including herself were powerless than the French, set out to remedy the situation through the introduction of modern education into Cambodia. For her, the barrier between innately privileged royalty and its commoner subjects was even more unsurmountable. From a debate involving a comparison between “Khmer law” and “the laws of other countries,” we discover her perception of Cambodian traditions being equal in worth to those of any other nation, including France. It seems to be these kinds of ideas that greatly influence the process of administering education in post-independence Cambodia.